

災害時における山岳・急流救助活動に関する協定書

みよし広域連合消防本部（以下「甲」という。）と（社）ラフティング協会 四国吉野川支部（以下「乙」という。）とは、みよし広域連合管内における山岳・急流救助災害発生に対して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、みよし広域連合管内において、山岳・急流救助災害が発生した場合、甲の出動要請により乙が救助活動を行うための必要な事項を定める。

（活動及び訓練等）

第2条 この協定に基づく救助活動及びそれに基づく訓練等は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、山岳・急流救助災害が発生時、速やかにかつ高度な救助活動が必要と判断した場合は、直ちに乙に対し出動を要請する。
- (2) 乙は、前号の要請を受けた場合は、これに協力するものとする。
- (3) 甲所属の救助隊と乙及び乙所属の隊員が災害現場において、円滑な救助活動が行えるよう定期的に訓練等を実施し、意思の疎通を図るものとする。

（費用弁償等）

第3条 甲の要請に基づき、乙の救助活動を実施した場合に要する次の経費（以下「活動経費」という。）は、甲の負担とする。

- (1) 乙及び乙所属の隊員が救助活動において、負傷または死亡した場合の補償については、甲が加入した損害保険の支払いをもって補償金とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項およびこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙による協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成24年7月10日

甲 徳島県三好郡東みよし町足代345番地1

みよし広域連合消防長

池西 哲郎



乙 徳島県三好市池田町イタノ3306番地6

(社) ラフティング協会四国吉野川支部

平田 寛

